

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年7月4日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県内の各地域事務所（東広島地域事務所建設局竹原支局を除く。）が管轄している砂防指定地内の河川に架けられている全ての橋のうち、砂防設備占有許可申請書（以下「占有許可申請書」という。）が提出されていない橋（公共機関が占有する橋を含む。）について、次の内容（根拠法令等を含む。）を記録している文書等の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、(8)については、占有許可申請書が提出されている橋についても本件請求の対象とするとした。

- (1) 橋を架ける必然性の判断（以下「項目①」という。）
- (2) 橋を設置した時期の判断（以下「項目②」という。）
- (3) その橋が橋梁等設置基準（昭和49年通達）を充足するか否かの判断（以下「項目③」という。）
- (4) 占用料を徴収するか否かの判断（以下「項目④」という。）
- (5) その橋の所有者についての判断（以下「項目⑤」という。）
- (6) 砂防設備を占有する橋が現存していることから、占有許可申請書の提出を督促するか否かについての判断（以下「項目⑥」という。）
- (7) 占有許可申請書が提出されていないことが砂防法（明治30年法律第29号）、河川法（昭和39年法律第167号）、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）、その他の関連規則に違反するか否かの判断（以下「項目⑦」という。）
- (8) 橋の所在地を明示した地図等（以下「項目⑧」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、占有許可申請書が提出されていない橋に係る項目①から項目⑧までの行政文書（以下「本件請求文書」という。）について、広島地域事務所建設局管轄分及び東広島地域事務所建設局竹原支局管轄分を除き、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年8月27日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、広島地域事務所建設局が保有する占有許可申請書が提出されて

いない橋の項目⑧に係る行政文書について、行政文書部分開示決定を行うとともに、各地域事務所が保有する占有許可申請書が提出されている橋の項目⑧に係る行政文書について、3件の行政文書開示決定及び9件の行政文書部分開示決定を行い、それぞれ異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年9月19日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求の開示請求書にも記載したとおり、占有許可申請書を提出せずに国有地を「排他的かつ独占的使用」している不法占有者が存在する場合、実施機関は、国土交通省からの通達や管理条例に基づいて、砂防設備を不法占有している実態を把握するとともに、自然災害の未然防止や危険箇所の災害対策等について、本来の職務の一つとして取り組んでいるはずである。

したがって、本件請求の対象とした、項目①から項目⑧までに係る記録は当然に存在すると考えられるにもかかわらず、本件処分があったことから、真実の記録を速やかに開示するよう強く要求する。

- (2) 過去において、実施機関から別途開示された文書の内容から判断すると、不法占有の実態を把握した記録が含まれており、本件処分は、実施機関が自らの職務怠慢の事実を隠匿しようとして画策したものであることは明白である。これまでの数々の裁量権の乱用と同様、実施機関にとって都合の悪い事実は徹底して隠匿しようとする姿勢に対して、強く抗議するとともに、国土交通省の砂防行政に関する監督者責任を追及する。

- (3) 実施機関は、理由説明書の中で、「申請書が提出されていなければ、①から⑤及び⑧を記載した文書は存在しないこととなる」、また、「実施機関としては、砂防指定地において砂防設備の占有許可を受けていない橋は、そもそも占有許可が不要な物件と考えており、(中略) これらのことから、個々の橋について、⑥及び⑦の判断は行っていないため、これらを記載した文書は存在しないし、こうした橋の位置を把握するよう調査等を行っていないため、⑧のような位置図も存在しない。(後略)。」とも記載し、自らの職務怠慢と裁量権の濫用を前提とした砂防行政の実態を正当化しようと

画策しているものである。

- (4) 砂防指定地内河川の橋を設置（改造等を含む。）した時期を意図的に把握せず、占有許可申請書が提出されていなければ不法占有には該当しないという弁明の内容は、県特有の裁量権の濫用の実態を明示するものではあるが、項目①から項目⑧までに係る文書は当然に作成又は取得しているべき文書であることから、不当な砂防行政の実態を隠匿して正当化しようと画策した本件処分を取り消し、本件請求の対象とした文書を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分は、本件請求文書について行ったものである。
- 2 広島県内の砂防指定地内の河川に管理条例第4条の規定に基づき砂防設備占有許可を受けて設置されている橋（管理条例施行前に広島県砂防指定地管理規則〔昭和46年広島県規則第3号。以下「管理規則」という。〕第4条により許可を受けたものを含む。）については、その申請書等の書類は、許可された年度別に当該砂防指定地を所管している地域事務所に保管されており、当該申請書等には項目①から項目⑤まで及び項目⑧が記載されている。したがって、占有許可申請書が提出されていなければ、項目①から項目⑤まで及び項目⑧を記載した文書は存在しないこととなる。
- 3 砂防法第1条によると、砂防設備とは、国土交通大臣が指定する土地において「治水上砂防のために施設するもの」とされており、同法第5条により国土交通大臣が指定した土地の監視及び砂防設備を維持・管理する義務があるとされている。

したがって、国土交通大臣が砂防指定地内に指定する前には、砂防設備自体が存在しないのであるから、占有許可も当然存在しない。

また、本県においては、砂防指定地内で砂防設備の占有をしようとするときは、管理条例第4条（同条例施行前は管理規則第4条）による占有許可を受けなければならない。

実施機関としては、砂防指定地内において砂防設備の占有許可を受けていない橋は、そもそも占有許可が不要な物件と考えており、また、砂防指定地指定後に砂防設備の占有許可を受けずに橋を設置している事例はないものと認識している。

これらのことから、個々の橋について、項目⑥及び項目⑦の判断は行っていないため、これらを記載した文書は存在しないし、こうした橋の位置を把握するよう調査等を行っていないため、項目⑧のような位置図も存在しない。

ただし、各地域事務所建設局の文書検索の過程で、広島地域事務所建設局において、平成5年度に河川敷地内の橋の撤去を指導した事案（以下「広島地域事務所建設局事案」という。）が確認され、このことに係る起案文書の位置図が項目⑧に該当したこと

から、同建設局管轄分及び本件請求の対象から外されていた東広島地域事務所建設局竹原支局管轄分を除き、不存在を理由とする不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件請求文書について

本件請求の開示請求書には、「広島県内の各地域事務所が管轄している砂防指定地内の河川に架けられている全ての橋のうち、砂防設備占有許可申請書が提出されていない橋について、次の内容を記録している文書等を開示請求の対象とします。」と記載され、また、本件処分に係る異議申立書には、「砂防設備占有許可申請書を提出せずに国有地を『排他的かつ独占的使用』している不法占有者が存在する場合、広島県は、国土交通省からの通達や広島県砂防指定地管理条例に基づいて、砂防設備を不法占有している実態を把握するとともに、」と記載されていることを踏まえれば、本件請求文書は、占有許可申請書が提出されず砂防設備を不法占有している橋（以下「不法占有橋」という。）について項目①から項目⑧までが記録されている文書と解される。

2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関は、項目①から項目⑤までは、占有許可申請書に記載される項目であり、占有許可申請書が提出されていない場合は、項目①から項目⑤までを記載した文書は存在しない旨説明する。

当審査会では、異議申立人の別の異議申立事案（諮問（情）第174号）に対し、項目①、項目③及び項目④について、「占有許可申請がないのに、実施機関が『橋を架ける必然性の判断』（項目①）や『その橋が橋梁等設置基準を充足するか否かの判断』（項目③）をすることは考えられないし、占有許可をしていないものについて『占有料を徴収するか否かの判断』（項目④）をすることはできない。」と判断し、項目②及び項目⑤については、「占有許可申請がなければ、『橋を設置した時期』（項目②）や『橋の所有者』（項目⑤）についても、正確に判断した文書が存在しなくても不自然ではない。」と判断しており、本件においても基本的にこれらのことが妥当する。

また、不法占有橋について、実施機関が不法占有者に対し橋の撤去指導等を行った場合や実施機関自らが管理上の理由から橋の撤去等を行った場合など、不法占有橋に対する何らかの是正措置等を行った場合、これらの措置等に係る行政文書に項目①から項目⑤までが記録されていることも考えられることから、当審査会において、本件請求があった時点における当該是正措置等を行った事案の有無を実施機関に確認したところ、広島地域事務所建設局事案以外に、是正措置等を行った事案はないとのことであった。

以上のことを踏まえれば、項目①から項目⑤までを記録している文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(2) 実施機関は、砂防設備の占有許可を受けていない橋は占有許可が不要な物件と考えており、また、砂防指定地指定後に占有許可を受けずに橋を設置している事例は

ないものと認識していることから、個々の橋について、項目⑥及び項目⑦の判断を記載した文書は存在せず、こうした橋の位置を把握するための調査等を行っていないため、項目⑧のような位置図も存在しない旨説明する。

当審査会において、砂防設備の占用申請に係る取扱いについて実施機関に確認したところ、管理規則施行前から設置されている橋については、橋の所有者が当該橋の補修等を行おうとする際に、占用許可申請及びその時点での「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準」(昭和49年7月)に合致する構造での改築又は当該橋の撤去を指示することとしているなど、一定の条件を満たすまでの間、占用許可が不要な橋も存在するとのことであった。また、管理規則施行後に設置された橋については、占用許可申請を伴っていないものであれば、占用許可申請又は橋の撤去の指示などの是正措置を行うこととしているとのことであった。

当審査会は、砂防設備の占用申請に係る取扱いの是非について判断する立場にないが、実施機関は不法占用橋に対しては、是正措置を行うこととしている以上、実施機関が当該是正措置に係る項目⑥から項目⑧までが記録された行政文書を保有している可能性が考えられる。

しかしながら、上記(1)のとおり、本件請求があった時点において、実施機関が不法占用橋に対する何らかの是正措置等を行った事案は広島地域事務所建設局事案以外にないこと、また、実施機関は不法占用橋の位置を把握する調査等を行っていないことを踏まえれば、実施機関が項目⑥から項目⑧までを記録している文書を作成又は取得していないとしても、特段不自然、不合理とはいえない。

(3)したがって、本件請求文書を作成又は取得していないとして不開示(不存在)とした実施機関の判断は、妥当である。

3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 11. 24	・ 諮問を受けた。
19. 2. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 1. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
21. 1. 27	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 1. 11	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 3. 31	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 12. 26 (平成29年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 1. 26 (平成29年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 2. 23 (平成29年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授